

第1章 計画の目的と位置付け

1. 計画の目的

旧耐震基準で建築された建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、倒壊等による被害から市民の生命及び財産を保護することを目的としています。

2. 計画の位置付け及び計画期間

国が定める「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び富山県が定める「富山県耐震改修促進計画」等に基づき、計画期間を平成29年度から令和7年度までの9年間とします。

3. 計画改定の背景等

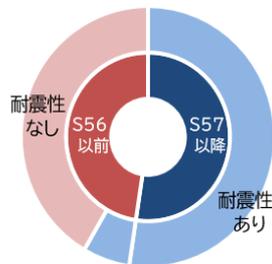
富山県で令和4年3月に「富山県耐震改修促進計画」が一部改定されたことを考慮し、耐震改修促進法施行令及び基本方針の改正や耐震化の現状等をふまえ、平成30年4月に改定した計画を見直しました。

第2章 耐震化の現状及び目標

1. 住宅の耐震化の現状

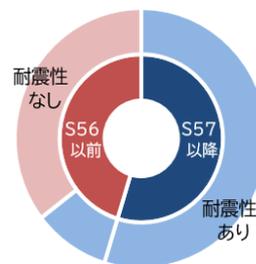
H25年

総戸数 約 15,770 戸
耐震性あり 約 9,206 戸
耐震性なし 約 6,564 戸
耐震化率 58%



H30年

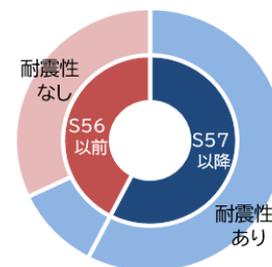
総戸数 約 15,850 戸
耐震性あり 約 10,231 戸
耐震性なし 約 5,619 戸
耐震化率 64%



2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

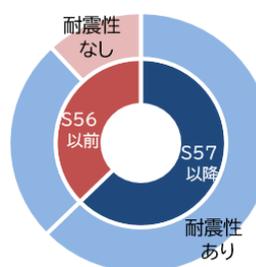
H22年

総戸数 125 棟
耐震性あり 約 85 戸
耐震性なし 約 13 戸
耐震化率 69%



R4年

総戸数 126 棟
耐震性あり 約 111 棟
耐震性なし 約 15 棟
耐震化率 88%



(H29時点 耐震化率 87%)

3. 耐震化の目標

これまでの耐震化率の推移や、世帯分離の進行により耐震性が不十分な住宅の建替えが進んでいない状況が今後も続くことなどを踏まえ、国の基本方針や富山県耐震改修促進計画を考慮し、令和7年度末における目標設定を、住宅は**80%**に、特定建築物は**95%**とします。

【特定建築物における種別ごとの耐震化の目標】

(%)

種別		R4年度※推計	R7年度
1	被災時に拠点となる施設及び救護施設	92 (1)	100 (0)
2	住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設	95 (3)	100 (0)
3	比較的滞在時間の長い施設	84 (5)	90 (3)
4	多くの市民が集まる集客施設	67 (2)	100 (0)
5	その他の特定建築物	79 (4)	84 (3)
計		88 (15)	95 (6)

※ 括弧内数字は、耐震が不十分である棟数を示したものです。(単位：棟)

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1. 耐震化の取り組み基本方針

住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により市内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

(1) 住宅の耐震化支援

- ①木造住宅耐震診断支援事業
- ②木造住宅耐震改修等支援事業（木造住宅耐震改修、危険コンクリートブロック塀等撤去・建替）
- ③住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）
- ④木造住宅耐震化支援事業の推進
- ⑤住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

(2) 建築物の耐震化支援

- ①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援
- ②多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

(3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

- ①住宅ローン減税等
- ②住宅金融支援機構による融資制度

3. 大地震に備えた事前対策の推進

地震時の総合的な安全対策の推進に努め、被災建築物応急危険度判定等の体制の整備を進めます。

4. 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

改正された耐震改修促進法に伴い検討が必要となった建築物について、検討結果を記載しました。氷見市において、特に耐震化を進める必要がある防災拠点施設の指定はありません。また、緊急通行確保路線のうち、その沿道建築物について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線はありません。

ただし、地震発生時に路線の確保は重要となるため、その重要性について周知します。

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1. 相談体制の充実

建設課に建築物の耐震化に関する相談窓口を設置するとともに、建築関係団体で構成する「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している「とやま住宅相談所」や「氷見市地域住宅相談所」との連携を図りながら、耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

2. 適切な情報提供やセミナー等の開催

リーフレットや書籍の活用を通じて、耐震化の重要性について周知を図るとともに、情報提供に努めます。

3. 氷見市ゆれやすさマップに合わせた啓発活動

耐震化に関する取り組みに活用することが出来るよう、氷見市ゆれやすさマップ等を活用した普及啓発活動等に取り組みます。

4. リフォームにあわせた耐震改修の推進

住宅相談所、建築関係団体において、リフォームに関する相談会等を活用し、リフォーム等にあわせた耐震改修の推進を図ります。

5. 自主防災組織との連携・取り組みの支援

各地区の自主防災組織の防災活動を支援し、地域における防災力の向上を促進します。地域の特性に応じた耐震化の取組みを進めるために、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握や、避難場所までの危険箇所の点検、要支援者の状況把握など地震災害を未然に防止する活動を推進します。

第5章 耐震化を促進するための指導や助言等に関する事項

氷見市は所管行政庁である県と連携を密にし情報の共有を図り、特定建築物の耐震化の促進に努めます。また、建築関係団体等と連携し、市民が適切に耐震化に取り組めるよう努め、各関係者の技術向上、意識啓発を行います。